

資料 3

令和 6 年度 宮代町地域包括支援センターもみの木 事業計画

1 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防ケアマネジメント（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

要支援 1、2 と認定された者および介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてその心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防事業など、要支援者の状態にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

■介護保険サービス以外のサービスや活動（町が実施する介護予防事業、住民主体の地域交流サロン、包括が実施するオレンジカフェ等）の活用

2 包括的支援事業

① 総合相談支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス・機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

■初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援

■要援護者見守り支援ネットワークの連携強化

・要援護者見守り支援ネットワーク会議への参加し、必要に応じて関連チラシの配布や告知を行う。

■消費者被害に関する情報等の随時提供

■地域の高齢者の実態把握

・民生・児童委員と連携し地域訪問を行う

訪問対象者 80 歳以上の高齢者のみ世帯（令和 5 年 4 月 1 日現在）

（※介護保険サービス利用者を除く）

その他訪問や見守りが必要と思われる方

■災害時の迅速な対応

・町の災害支援体制に則って町民の安全確保を行う。

・職員の緊急時の連絡網・関係機関の連絡先リストを整備する。

② 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

地域の住民や、民生委員・児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

- 成年後見制度の活用・情報提供
- 老人福祉施設等への措置の支援
- 高齢者虐待への対応
- 困難事例への対応
- 消費者被害の防止に関する諸制度の活用

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との連携、他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互連携を図り、介護支援専門員に対する後方支援を行う。

- 包括的・継続的なケア体制の構築
 - ・困難事例等を抱える介護支援専門員への後方支援
 - ・ケアマネジメント方法やケアプラン作成において必要な助言
- その他ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援
- 介護従事者連絡会の開催

④ 在宅医療・介護連携業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を支援し、また地域の課題を抽出し対応策を検討することで、医療と介護サービスの一体的な提供に繋げる。

- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 医療・介護関係者研修会への参加
- 地域住民等への普及啓発

⑤ 生活支援体制整備業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

地域の「自助」・「互助」の拡充を図り、住民主体のサービスが活性化されるよう、多様な主体が連携する場である協議体に参加し、また地域支え合い推進員と連携することで、地域資源の把握・共有を行うとともに、ボランティア等の担い手の養成に協力し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりに努める。

- 研究会や協議体等が中心となって実施する地域資源の実態調査等への協力
- 生活支援サービスに係るボランティア等の担い手を養成するための研修等への参加

⑥ 認知症施策推進業務（法第115条の45第2項第6号）

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

■認知症初期集中支援事業

- ・認知症初期集中支援チームと連携した早期診断・早期対応に向けた支援

■認知症地域支援・ケア向上事業

- ・認知症地域推進員の配置
- ・認知症サポーター養成講座の実施
- ・高齢者声掛け訓練の実施
- ・オレンジカフェの実施
- ・認知症ケア相談室の実施

⑦地域ケア会議推進業務（法第115条の48）

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員・児童委員その他関係者等により構成される会議に参加し、個別事例の検討を行うとともに地域課題を把握し、政策形成に結びつける。

- 自立支援型ケース会議の開催。事例の提出、課題の抽出。

3 任意事業（法第115条の45第3項）

① 成年後見制度利用支援業務

総合相談業務で把握した高齢者に関する情報により、成年後見制度を利用することが望ましいと考えられるものについて、担当課に報告するとともに、制度の利用に繋がるよう調査等に協力する。

② 認知症サポーター養成講座

コロナ感染状況を踏まえて、感染予防策を講じて実施する。

③ 給食配食サービス業務

配食サービスを受けている利用者及び新規サービス利用申請者の実態調査を行う。

④ 緊急時通報システム機器設置業務

緊急時通報システムの利用者及び新規利用申請者の実態調査を行う。

⑤ 家族介護支援

「介護者サロンみやしろ」への参加。

4 指定介護予防支援事業

①指定介護予防支援事業（法第115条の22）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者（要支援1・2）が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、状況を勘案し介護予防サービス計画を作成すると共に、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等関係機関との連絡調整を行う。なお、業務の実施においては指定委託介護支援事業所への業務委託を行う。

■介護予防ケアプランの作成・評価

■モニタリング（家庭訪問等による状況確認）の実施

■サービス担当者会議の開催

5 その他介護予防事業

① 実態把握業務

要介護状態や閉じこもり等、何らかの支援を要する者を早期に把握し予防するため、介護予防事業やその他の適切な事業へ繋げる。

■高齢者の実態把握

・チェックリストを実施、身体、家族状況や家屋状況の確認、チラシの配布（地域包括もみの木、宮代町健康診査など）

訪問対象者 令和4年と5年の2年間で健診未受検、医療機関（歯科含む）未受診、
介護認定なしの77歳以上。

②介護予防普及啓発事業

地域の高齢者や自主活動グループ等に介護予防の重要性を普及啓発する。

■町が実施する介護予防事業や地域交流サロン等への訪問